

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の
給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成24年1月
外務省

- 国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に関し、以下の改正を行う。
- 1 在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館の新設
 - 2 在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館の廃止
 - 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定
 - 4 住居手当の一括支給に関する制度の導入
- 等

1. 背景

平成23年度に我が国がクック諸島及び南スーダン共和国と外交関係を開設したことを受け、両国に日本国大使館を新設する（実館はなし）とともに、外務省の組織の合理化努力の一環として、米国のポートランド及びドイツのハンブルクにある各総領事館を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、在勤基本手当の基準額等について、為替相場及び消費者物価等の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

(1) 在外公館の新設及び廃止

(イ) 在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設する（実館はなし。在ニュージーランド日本国大使館が在クック日本国大使館を兼轄し、在スーダン日本国大使館が在南スーダン日本国大使館を兼轄する予定）。

(ロ) 在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止する。

(2) 給与関係

(イ) 各在勤地における最近の為替変動及び消費者物価の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

(ロ) 在外職員の住居手当について、給与を各月に月額支給する旨定めている規定について、複数月分の家賃を前払いしなければならない職員に対し住居手当の複数月分を支給することができるよう改正を行う。また、内乱の発生等により勤務地からの一時的な退避を命ぜられた職員に対し、一定の場合に、旧勤務地における住宅に係る住居手当を引き続き支給することができるよう改正を行う。

(ハ) 在外職員の研修員手当について、最近の為替相場の円高傾向に鑑み、月額の区分を改定する。